

軽自動車税減免申請 期間の延長

令和2年度の自動車税（軽自動車税）種別割の納税通知書が届いた人で、身体障害者手帳などをお持ちの人は、申請により自動車税（軽自動車税）種別割が減免される場合があります。今年度限り減免申請の期限を延長しますので、期限までの申請をお願いします。

申請
【期限】6月30日（火）
問合せ
▼自動車税
福井県税務事務所
☎21・8274
▼軽自動車税
税務課 ☎73・8011

ご寄贈ありがとうございます



新たに製造工場をあわら市に設置した、株式会社遊笑（ゆうわ）様から、市内の子どもたちや福祉施設に、マスク6000枚、次亜塩素酸水消毒液500ℓを寄贈してもらいました。市内のこども園や福祉施設に配布しました。ご寄贈ありがとうございました。

あわら市に本社を置く株式会社山岸様から新型コロナウイルス感染症対策として、フェイスシールド1000枚を寄贈してもらいました。こちらは、市内の病院や歯科医院などに配布しました。ご寄贈ありがとうございました。



郷土歴史資料館 だより

市内指定文化財説明看板のリニューアル

平成30年度から、市内の指定文化財説明看板28カ所のリニューアルを順次進めています。これまで、平成30年度に5つ、令和元年度に3つの看板を新しくしました。今年度は新たに2つの看板をリニューアルする予定です。

令和5年の北陸新幹線芦原温泉駅開業に向けて、あわら市を訪れる皆さんに、地域の歴史や文化に興味をもってもらえるよう、看板に写真などを掲載し、説明文もより分かりやすくしています。

この機会に、看板をリニューアルした文化財を訪れてみてください。地域の文化や歴史について、あらためて理解を深めることができますよ。

リニューアルした看板

吉崎御坊跡、棚古墳石室、本荘春日神社本殿、西国三十三ヶ所観世音、熊坂専修寺跡、細呂木関所跡、細呂木製鉄遺跡、赤尾白山神社社叢林



▲本荘春日神社(上)、西国三十三ヶ所観世音(下)
▲細呂木関所跡

..... コラム あわら市の文化財・史跡探訪

第26回 市指定文化財 細呂木関所跡

細呂木関所は、慶長6（1601）年に初代福井藩主・松平秀康によって設けられました。細呂木に関所が造られた理由は、加賀国に接する場所にあり、北陸道の宿場として栄えた要所であったからです。

嘉永4（1851）年の記録によると、関所は、長さ109m、高さ2mの柵が建てられていました。この関所は、通行人と物資の出入りを監視する関門でしたが、明治2（1869）年に廃止されました。



▲細呂木関所跡

郷土歴史資料館（金津本陣 IKOSSA 2階）

休館日 月曜日・第四木曜日（祝日の場合はその翌日）

開館時間 9時30分～18時（最終入館17時30分）

問合せ ☎73-5158 FAX73-1038 ✉maibun@city.awara.lg.jp

令和2年度狂犬病予防注射

狂犬病予防法施行規則第11条第1項では、生後91日以上以上の犬の飼い主に対し、狂犬病の予防注射を4月1日から6月30日までの間に1度接種することを義務付けています。

しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策の観点から、本年度に限り、期間を過ぎても狂犬病予防法第27条に規定する罰則の対象としないこととされました。

以上の点を踏まえ、飼い主の皆さまは、飼い犬への狂犬病の予防注射を急ぐ必要はありません。ただし、今年度分も忘れずに実施するようお願いいたします。

問合せ
生活環境課 生活G
☎73・8017



令和2年度市民健診および人間ドックのお知らせ

▼市民健診
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当分の間、市民健診を中止します。

これに伴い、がん検診などの受診券は、予定より発送時期を遅らせることになりました。市民健診の開始時期および受け付けの開始時期については、広報あわらや市のホームページであらためてお知らせします。

皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

▼人間ドック
国民健康保険・後期高齢者医療保険ご加入の人で、令和2年度人間ドックを申し込まれた

人、またはこれから申し込みをされる人にお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の期間中ならびに医療機関の状況により、日程の変更や受け入れ中止となる場合があります。

皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

問合せ
▼特定健診、後期高齢者健診、人間ドック
市民課 保険年金G
☎73・8015
▼がん検診
健康長寿課 健康増進G
☎73・8023



国民年金加入者へのお知らせ

区分	所得金額
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

※ 所得の申告をしている必要はありません。
※ 猶予が認められるのは50歳未満に限ります。

▼保険料の免除および猶予制度
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、本人の申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態でも、万一、障害や死亡となった場合、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられないことがあります。

要件 本人、配偶者および世帯主（猶予の場合は本人および配偶者）の前年所得合計が次の金額以下であること
※ 所得の申告をしている必要はありません。
※ 猶予が認められるのは50歳未満に限ります。

対象期間 申請日から過去2年1カ月
▼お得な付加年金
毎月の保険料に付加保険料（月額400円）を追加で納付すると、年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額（年額）
＝200円×付加保険料納付月数

例えば、付加保険料を10年間納付した場合は、付加年金2万4000円（年額）が老齢基礎年金に上乗せされます。つまり、年金を2年以上受け取れば、納めた付加保険料分より多くもらえるため、大変お得です。

ただし、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を追加することができません。

対象 第1号被保険者および任意加入被保険者（国民年金基金に加入している人を除く。）

持ち物 年金手帳またはマイナンバーが分かるもの、認印、本人確認書類

申込み 市民課 保険年金G
☎73・8015